弁理士登録公告

平成22年３月９日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
３月９日	16587	芝田　義次
３月９日	16588	岡田　　誠
３月９日	16589	坂田　啓司
３月９日	16590	朝岡　　啓

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成22年２月10日	09252	桑門　主一	死亡抹消
平成22年２月24日	07681	高野　龍馬	申請抹消
平成22年２月26日	14159	宮崎　浩充	〃
平成22年３月２日	15842	小松　謙介	〃

弁理士数　8,161名

（平成22年３月９日現在）

平成 22 年３月 29 日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成22年３月９日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
３月９日	09132	岡村　信一
３月９日	12919	堀江　真一
３月９日	14635	島津　宏宣
３月９日	14651	津崎　豪俊
３月９日	14693	北島　穂高
３月９日	14715	石黒実希子
３月９日	14847	大川　博之
３月９日	15016	田沼　健一
３月９日	15632	渡部　寛樹

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,403名

（平成22年３月９日現在）

平成 22 年３月 29 日　　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　懲戒の処分をした弁護士会　福岡県弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　上鶴　和貴
　登録番号　26528
　事 務 所　福岡県福岡市中央区大名２―11―25新栄ビル602
　かみづる法律事務所
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分が効力を生じた年月日
　平成22年２月22日

平成 22 年３月４日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　懲戒の処分をした弁護士会　横浜弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　伊藤　幹郎
　登録番号　12150
　事 務 所　神奈川県横浜市中区相生町１―15第２東商ビル４階
　労働市民法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　平成22年２月22日

平成 22 年３月８日　　日本弁護士連合会

効力停止の公告

第二東京弁護士会が平成21年11月19日に告知した同会所属弁護士　太田　宏美　会員（登録番号17264）に対する懲戒処分（業務停止６月）について、本会は、平成22年３月８日、本件処分の効力を本件処分にかかる審査請求について本会が裁決をするまで停止する旨決定し、この決定は平成22年３月９日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第４号の規定により公告する。

平成 22 年３月９日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍（国籍）・住所・氏名不詳、年齢30歳代半ばから60歳代の男性、身長約168㎝、体格中肉、頭髪短髪で前額部から頭頂部にかけて禿げ上がっている

上記の者は、平成22年２月28日午前０時50分、千葉市中央区中央港１丁目地先千葉港堤防付近で発見されたもので、死亡日時は同月27日午後11時頃、死因は溺死の疑い。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、千葉市中央保健福祉センター社会援護第二課まで申し出てください。

平成 22 年３月 29 日

千葉県　　千葉市長　熊谷　俊人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～60歳位の男性、身長162㎝位、やせ型、左大腿部内側に長さ８㎝のＳ字状の入れ墨、左膝蓋部に漢字「忍」の入れ墨

上記の者は、平成22年１月24日午後３時00分、江東区辰巳３丁目１番新辰巳橋下で発見されました。死亡推定日時は平成22年１月20日頃です。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区子ども生活部保護第一課まで申し出てください。

平成 22 年３月 29 日

東京都　　江東区長　山﨑　孝明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～50歳の男性、身長175㎝、中肉

上記の者は、平成21年５月２日午前６時35分頃岡山市北区柳町地内において発見されました。死因は高所からの飛び降りによる脳挫傷と推定。遺骨は、岡山市無縁精霊供養堂に安置されておりますので、心当たりの方は当市保健福祉局福祉援護課まで申し出て下さい。

平成 22 年３月 29 日

岡山県　　岡山市長　髙谷　茂男

法人解散命令処分公告

社団法人大阪包装協会（主たる事務所の所在地大阪市西区新町通一丁目49番地の１）、社団法人産業経営協会（主たる事務所の所在地大阪市北区梅田町27番地）及び社団法人大阪家具工業連合会（主たる事務所の所在地大阪市浪速区幸町二丁目６番地）は、正当な理由なく引き続き３年以上事業を行っていないので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第96条第２項の規定により、その解散を命ずる。

平成 22 年３月 29 日

大阪府知事　橋下　　徹

〔教示〕

この処分に不服のあるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えを提起することができる。

⑴　この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪府知事に対して異議申立てをすることができる（なお、処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。）。

⑵　この処分を知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となる。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、⑴の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

会社その他公告

解散公告

当組合は、平成二十一年七月二十三日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月二十九日

山形県鮭川村大字白木二三番二六

七　　鮭川漁業協同組合連合会

清算人　尾形修一郎